

ガスの小売全面自由化に向けた 事前準備の進捗状況

平成 28 年 10 月 18 日

資源エネルギー庁

小売全面自由化の実施スケジュール

- 来年4月の小売全面自由化に向けて、現在、託送料金認可申請の審査や小売営業等に関する詳細制度設計を進めており、年内を目途に託送料金の認可及びガイドライン案の策定等を行う予定。
- これらの進捗を踏まえ、ガス小売事業者においては、現行契約の変更を希望する需要家の受付などの事前手続を来年1月から開始する見込み。

<2016年>

7月末	託送供給約款の認可申請（127社）	
8月1日	ガス小売事業の事前登録の受付開始	【エネ庁】→電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取
10月～11月	経過措置料金規制が課される事業者の指定	
12月28日	最終保障供給約款の届出の期限	
年内目途	託送供給約款の認可	【エネ庁】←電力・ガス取引監視等委員会の意見
	小売営業に関するガイドライン案の策定等	【エネ庁】／【電力・ガス取引監視等委員会】

<2017年>

1月～	ガス小売事業者の変更を希望する需要家の受付開始など事前手続の開始	
4月1日	小売全面自由化の実施（改正ガス事業法の施行）	

(参考) 小売全面自由化に向けた事前準備の概要

- ① 【ガス小売事業の登録】…一般家庭その他の需要家に対してガスを販売しようとする者は、ガス小売事業の登録を受ける必要。
- ② 【託送料金の審査】…ガス小売事業者が、ガス導管事業者のガス導管を利用する際の対価（託送料金）については、事業者共通のインフラの使用料として、経済産業大臣が認可。
- ③ 【ガイドラインの整備】…LNG基地の第三者利用制度に関する事項やガス小売事業者が営業に際して遵守すべき事項等について、需要家保護や公正な競争確保の観点から、各種ガイドラインを整備。

【届出制】

ガス製造事業
(LNG基地事業)

③ガイドラインの整備

【許可制】

一般ガス導管事業

②託送料金の審査

【登録制】

ガス小売事業

①ガス小売事業者の登録
③ガイドラインの整備

1. ガス小売事業者の登録状況

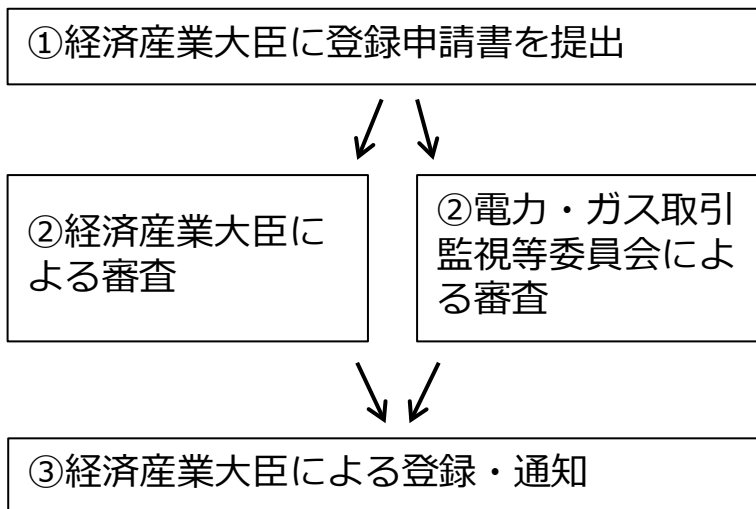
2. 託送料金審査の進捗状況

3. 小売分野に関するガイドラインの整備状況

ガス小売事業の事前登録の受付・審査状況

- ガス小売事業の登録は、本年8月から受付を開始。これまで計5件（10月18日現在）の申請を受け付けている。
- 電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取を経て、10月18日までに1件の登録を行っており、申請のあった案件については、審査が終了次第、順次登録を行っていく。

<登録に係る手続きフロー>



※標準処理期間は1月

<審査の観点>

- ①最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みやガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがあるか
- ②小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがあるか

(参考) ガス小売全面自由化相談窓口への相談

- ガス小売全面自由化についての国民の皆様の疑問点を解消し、理解を促進するため、ガス小売全面自由化に関する相談窓口を7月29日より設置。これまで計43件(10月18日現在)の相談が国民の皆様から寄せられている。

<主な相談内容>

- ・ ガス小売登録の申請書の記載方法や提出期限
- ・ 現在の申請件数について
- ・ すでに自由化されている大口部分について

<主な相談者>

- ・ 一般ガス事業者
- ・ 簡易ガス事業者
- ・ 新規参入を考えているLPガス事業者や小売電気事業者

(参考) ガス小売全面自由化に関する地方説明会

- ガスの小売全面自由化の前に、ガスシステム改革の概要を初めとして、今後どのように制度が変更となるのか、どのような手続きが必要なのかなどについて、事業者向けに地方説明会を行っている。
- また、電力・ガス取引監視等委員会でも、消費者向けに地方でも同様の説明会を予定している。

<事業者向け説明会日程>

9月29日	東北
30日	近畿
11月9日	中国
14日	九州
21日	北海道
25日	東海
29日	関東
12月中	北陸
1月19日	四国
2月6日～8日のいずれか	沖縄

<消費者向け説明会日程>

11月1日	近畿
2日	東北
10日	沖縄
22日	四国
29日	北海道
12月7日	関東
13日	北陸
16日	九州
20日	中部
22日	中国

1. ガス小売事業者の登録状況

2. 託送料金審査の進捗状況

3. 小売分野に関するガイドラインの整備状況

託送供給約款の認可申請

- 託送料金メニューを定める託送供給約款については、7月末に127社の事業者から認可申請があり、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取を実施。
- 現在、委員会において審議が行われており、委員会からの回答があり次第、年内に認可予定。

託送料金の認可申請金額 (標準家庭における託送料金)

<大手3社>

東京ガス (東京地区等)	2061円 (32m ³)
大阪ガス	2638円 (33m ³)
東邦ガス	2299円 (31m ³)

■ 審査状況・スケジュール ■

- 7/29 託送供給約款の認可申請期限
- 8/2～10/1 申請に対する意見を募集
- 8月上旬～12月中旬目途
電力・ガス取引監視等委員会にて
審査、経産大臣に査定方針を提出
- 年内目途 事業者による補正申請
経産大臣の認可

託送供給約款の審査状況

- 託送供給約款の認可申請のあった127社の事業者について、電力・ガス取引監視等委員会によって審査が行われている。
- 特に、大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）については、委員会の下に設置された料金審査専門会合において、厳正な審査が行われている。

審査状況（電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合）

8月9日	第14回	概要説明
8月25日	第15回	前提計画（需要想定・設備投資計画）、経営効率化計画、租税課金、営業外費用、控除項目
9月13日	第16回	需給調整費、需要調査・開拓費、バイオガス調達費
9月29日	第17回	設備投資関連費用、修繕費、事業者間精算費・収益
10月12日	第18回	需給調整費②、需要開拓費②、比較査定対象ネットワーク費用検討を深めるべき論点（需要想定、経営効率化計画）

大手3社以外の審査状況

準大手（7社） （北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガス）	委員会事務局又は各経済産業局監視室による審査を実施。審査にあたっては、料金審査専門会合の委員から意見を聞く予定。
その他（117社）	委員会事務局又は各経済産業局監視室による審査を実施。

※準大手・その他ともに、料金審査専門会合の議論を反映しつつ審査を行っており、委員会及び料金審査専門会合においても審査状況を確認することとしている。

1. ガス小売事業者の登録状況

2. 託送料金審査の進捗状況

3. 小売分野に関するガイドラインの整備状況

小売分野に関するガイドラインの策定等に向けた検討状況

- 現在、電力・ガス取引監視等委員会において、来年4月の小売全面自由化後にガス小売事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細、公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等を中心に議論中。
- 今後、電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、年内を目途にガイドライン案を提示し、所要の意見公募手続を経て策定予定。

【小売分野に関連する主なガイドライン】

『ガスの小売営業に関する指針(案)』【新設】

ガスの需要家の利益の保護の観点から、需要家の情報提供の在り方(説明義務・書面交付義務の詳細等)や、小売営業や小売供給に関する契約の在り方等について、問題となる行為や望ましい行為について指針を定める予定。

『適正なガス取引についての指針』【改正】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。

(参考) 小売営業に関する論点

- 小売営業に関しては、ガス小売事業者が遵守すべき事項を定めたガイドラインの策定に向けて、電力・ガス取引監視等委員会において、需要家保護の観点から以下のような論点について議論が行われている。

9/27電力・ガス取引監視等委員会 第11回制度設計専門会合
事務局提出資料（抜粋）

1. 需要家への適切な情報提供

(1) 一般的な情報提供

- ・標準メニューの公表
- ・平均的な月額料金例の公表
- ・ガス小売事業者等以外の者による情報提供
- ・業務改善命令を受けた事実の公表
- ・料金請求時の根拠の明確化
- ・需要家の誤解を招く情報提供

(2) 契約に先だて行う説明や書面交付

- ・供給条件の説明義務、書面交付義務
- ・セット販売時の説明・書面交付における料金・解除の条件の説明
- ・スイッチング時の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明
- ・需要家代理モデルにおける説明等

2. 営業・契約形態の適正化

(1) ガス事業法上問題となる営業・契約形態

- ・一括受ガスについて

(2) ガス小売事業者の代理・媒介・取次ぎについて

- ・ガス小売事業者の代理・媒介・取次ぎのガス事業法上の位置づけ
- ・代理業者等を利用する場合の営業活動の在り方
- ・代理業者等の営業活動の在り方
- ・取次ぎを行う際に確保すべき事項
- ・業務提携先である媒介・代理・取次業者の公表

(3) ワンタッチ供給について

(4) ガス小売事業者による業務委託

3. 契約内容の適正化

(1) 不明確なガス料金の算出方法

(2) 小売供給契約の解除

(3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

4. 苦情・問い合わせへの対応

(1) 苦情・問い合わせへの対応義務

(2) 災害等によるガスの供給制限時等の問合せ対応

5. 契約の解除

(1) 需要家からの契約解除時の手続

(2) ガス小売事業者からの契約解除時の手続

(3) 一般ガス導管事業者等による託送供給契約解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

(参考) 適正取引に関する論点

- 適正取引に関しては、平成29年4月の第三弾法施行に向け、「適正なガス取引についての指針」の改正を行う必要がある。現在、電力・ガス取引監視等委員会において、以下のような論点について議論が行われている。

1. ガスシステム改革小委における議論

- ・ 振替供給について
- ・ 新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について
- ・ パンケーキ問題について
- ・ LNG基地の第三者利用制度について
- ・ 新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について

2. 今後検討を要する論点

- ・ 不当な解約制限等について
- ・ 託送料金の請求書等への明記について
- ・ スイッチングにおける不当な取扱い等について
- ・ 需要家への不当な情報提供について
- ・ 熱量調整等に係る業務の受託について
- ・ 卸取引の活性化について
- ・ 導管事業者による需要家への差別的な対応について
- ・ 導管運用における差別的取扱い等について